

発 監 理 第 2 9 号
令和6年11月15日

株式会社第一次産業
代表取締役 川上 仁志 様

七尾市長 茶谷 義隆

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が工事等関係者事故を起こしたことは誠に遺憾である。よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。

今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

記

1 指名停止の期間	令和6年11月15日から 令和6年12月14日まで 1箇月
2 指名停止の理由	令和6年6月15日、石川県林業公社発注の「令和5年度 林業公社営林事業（債務負担）」において、受注者の中能登森林組合から委託された（株）第一次産業の作業員が蔓がらみの木を伐採中に、幹が裂けて倒れてきた木の下敷きになり死亡した。 令和6年10月23日に、七尾労働基準監督署は、労働安全衛生法に反し、必要な措置を講じていなかったとして、当該有資格者に対し、是正勧告書を交付した。 上記事実は、「七尾市入札参加者の指名停止に関する要綱」別表第1第8号（工事等関係者事故）に該当すると認められるため、指名停止とする。